

三芳町次世代育成支援行動計画

概要版

ごあいさつ

三芳町では、人間味豊かなぬくもりのあるまちづくりを理念の基、町民一人ひとりのこころの豊かさを求め、福祉向上に向けて様々な施策を進めているところであります。

今日、急速に進む少子化問題は、将来に向けて、社会や経済、地域活力の低下、人口構造の歪みによる次世代の社会保障への負担増など大きな課題となっています。

本町も少子化は例外でなく、平成15年には出生率が1.14と全国平均、県平均を下回っています。このような中で、本町におきましても三芳町福祉計画、エンゼルプランに基づき母子保健、保育、児童、教育の充実など子育て家庭への支援、仕事との両立支援などの施策を進め、一定の成果をあげてきたところであります。しかしながら社会状況の変化により、晩婚化や未婚率の増加など、少子化の大きな要因となっています。

さらに児童虐待や育児放棄など、子育てに関する様々な問題も生じてきています。

国では晩婚化、未婚化に加え夫婦の出生力の低下という新たな現象の把握と急速な少子化の進行を踏まえ、少子化の流れを変えるため、更なる対策が必要なことから、平成15年7月次世代育成支援対策推進法を制定、市町村と従業員300人を超える事業所は行動計画策定が義務づけられたところであります。

三芳町次世代育成支援行動計画では、「みんなで育てよう、三芳の子どもたち」を基本理念として、三芳町の宝、次世代を担う子どもが健やかに育つ環境づくりに努め、町民参加のもと、行政、地域が一体となって行動計画を支援する体制に取り組んでまいりたいと思っております。

終わりに、この行動計画策定にご尽力いただきました審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました多くの町民の皆様にご心から御礼申し上げます。

三芳町長 林 孝次



計画の趣旨

近年、共働き家庭の増加や核家族の増加、少子化、都市化の進展など子どもとその家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域の育児力の低下、子育てと仕事の両立の困難、家庭での子育てに不安を抱くなど様々な問題が生じています。また、子どもにとっても、地域の人々とのつながりや、自然とふれあう機会も減少しつつあり、子どもの自主性や社会性が育ちににくくなっていることなど、子どもの成長に様々な影響を与えています。

さらに少子化については、将来における労働力人口の減少による社会の活力の低下、次世代の社会保障への負担増などの社会的影響が出ることも懸念されています。

こうした状況のもとで、わが国では、平成6（1994）年に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）と、「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」が策定されました。

また、同年には「児童の権利に関する条約」が批准され、子どもの基本的人権が尊重される社会の実現に向けて、社会全体で取り組んでいくことが示されています。

さらに平成11（1999）年には、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が策定されるなど、さらなる事業展開が求められています。

埼玉県においても平成12（2000）年3月に、「彩の国エンゼルプラン・後期計画」が策定されました。

本町でも、これまで、平成6（1994）年に策定した「三芳町福祉計画」に基づき、子どもの成長と子育て家庭を社会全体で支援していく体制づくりの実現のため、様々な子育て支援事業を展開し、一定の成果をあげてまいりました。

しかしながら、晩婚化や未婚率の上昇に加えて、出生率の低下など新しい要因も加わって、少子化の傾向がさらに進んでいます。また、児童虐待の深刻化、子どもの防犯、食育など、子育てをめぐる新たな問題も浮上してきており、より総合的な子育て支援が求められています。

こうした動向を受けて、国では平成15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方自治体と労働者数300人を超える事業主に、次世代育成支援に関する行動計画の策定を義務づけ、少子化対策と子育て支援は新たな段階に入ったところです。

本町におきましても、「三芳町福祉計画」の成果を踏まえ、国の次世代育成支援行動計画策定指針の方向性に基づいて、新たな視点から少子化対策と子育て支援に積極的に取り組んでいくため、新たに「三芳町次世代育成支援行動計画」を策定するものです。

計画の位置づけ

- (1) この計画は、本町における子どもと子育て家族を支援するための部門計画として位置付けられるものです。
- (2) 計画内容については、国の「次世代育成支援行動計画指針」、県の「彩の国エンゼルプラン・後期計画」を踏まえるとともに、「三芳町総合振興計画」及び他の関連計画との整合性を図るものとします。

計画の期間

この計画は、次世代育成支援対策推進法により、5年を1期とすることとされているため、平成17（2005）年度から平成21（2009）年度までの5年間を前期計画とします。

なお、後期計画は、平成21（2009）年度までに必要な見直しを行い、平成22（2010）年度から平成26（2014）年度までを計画期間とします。

基本理念

『みんなで育てよう、三芳の子どもたち』

子ども達が健やかに育ち、また安心して子育てができる社会の実現が求められています。

少子化が進む現在、女性の社会進出や、核家族化の進行など、子どもとその家庭を取り巻く環境も大きく変化しています。

こうした中、子どもの育つ力を伸ばし、子育て家庭が安心して安全に子どもを生み、子育てができるよう、職場や地域の人々の理解と協力のもとに、社会全体で子育て家庭を支援していく必要があります。

そこで、三芳町は「みんなで育てよう、三芳の子どもたち」を基本理念として、町民の皆さんと協力しながら子育て支援を推進いたします。

基本目標

前述の基本理念に立って、次の6つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。

- 基本目標 1 地域で子育てを支援するために
- 基本目標 2 子どもと親の健康づくりのために
- 基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長のために
- 基本目標 4 仕事と子育ての両立のために
- 基本目標 5 安心して子育てのできる環境づくりのために
- 基本目標 6 子どもが安全に生活できるために

基本目標 1 地域で子育てを支援するために

子育ての基本は家庭にあります。もはや、子育てを家庭だけが担うことは困難な状況にあります。

子どもが健やかに育ち、親が安心して子育てをできるよう、子育て中の親たちが、様々な年代の子育て経験のある人々と自由に交流し、助け合えるような場所や機会を提供するなど、地域の人々も参加した子育て支援体制を構築していかなければなりません。

また、ひとり親家庭や、障害のある子どもがいる家庭など、子育て家庭それぞれの実情に合わせて、最も適切な子育て支援をしていくことも重要です。

三芳町は、「地域で子育てを支援するために」を基本目標として、町民の皆様とともに、子育て施策を推進していきます。

情報提供・相談体制の充実
地域における子育て支援サービスの充実
子育て支援のネットワークづくり
経済的支援の充実
ひとり親家庭の支援の充実
障害児のいる家庭への支援の充実

基本目標 2 子どもと親の健康づくりのために

妊娠・出産から、子どもの思春期まで、子どもとその家族の心身の健康を維持・増進していくための支援を充実させることが求められています。

妊娠・出産から、乳幼児、学童、思春期まで、子どもとその親の心身の健全な成長を支援していくためには、ライフステージの変化に対応して、保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携し、総合的な取り組みを必要としています。

三芳町は、「子どもと親の健康づくりのために」を基本目標として、町民の皆様とともに、子育て施策を推進していきます。

子どもや母親の健康の確保
食育の推進
思春期保健対策の充実
小児医療の充実

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長のために

家庭、学校、地域など様々な学習の機会や人々との交流を通して、子ども一人ひとりが個性を伸ばし、豊かな人間性を育ていけるよう教育環境を充実させていくことが求められています。

また、子どもの頃から、乳児や幼児に接する機会を提供することによって、子どもとのふれあいを通じて、生命の尊さや子育ての意義や楽しさを自然に学び、実感できるようにしていくことが必要です。

さらに、子どもの人権の擁護という観点に立って、地域の人々との協力を得ながら、児童相談所など関係機関が連携し、児童虐待の予防、発見、虐待を受けた子どもや、その親への支援を図ることが必要です。

三芳町は、「子どもの心身の健やかな成長のために」を基本目標として、町民の皆様とともに、施策を推進していきます。

子どもの人権の擁護
次代の親の育成
教育環境の充実
家庭の教育力の向上
地域活動の充実
子どもを取り巻く有害環境対策の推進
児童虐待防止対策の充実

基本目標4 仕事と子育ての両立のために

女性も男性も、ともに仕事と子育てに参画できるような社会が求められています。

今後は、女性も男性も、ともに子育ての責任を担い、仕事と子育てを両立させながら、働くことができるよう職場環境を改善するとともに、女性も、男性も意識を変革し、従来までの働き方を見直していくことが必要です。

また、子育て家庭の保育ニーズに対応できるよう、各種サービスの多様化と充実を図ることも重要です。

三芳町は「仕事と子育ての両立のために」を基本目標として、町民の皆様とともに、施策を推進していきます。

多様な働き方のできる環境の整備
仕事と子育ての両立の推進
保育サービスの充実と多様化

基本目標5 安心して子育てのできる環境づくりのために

子どもとその家族をはじめ、高齢者も障害のある人も、すべての町民が安心して利用できるよう、道路や施設のバリアフリー化が進んでいます。

今後も、ユニバーサル・デザインの観点も取り入れて、道路や施設の整備・充実をさらに推進することが必要です。

また、子どもが安心して伸び伸びと成長していくためには、子育て家庭がゆったりとして住まいに住めるよう支援していくことも重要です。

三芳町は、「安心して子育てのできる環境づくりのために」を基本目標として、町民の皆様とともに、施策を推進していきます。

安全な都市環境の整備
安心して外出できる環境の整備

基本目標6 子どもが安全に生活できるために

子どもが、社会の中で、交通事故や犯罪などの被害にあうことなく、安心して生活できる社会が求められています。

しかしながら、近年、子どもが犯罪に巻き込まれるケースが増え、深刻な社会問題となっているほか、依然として、子どもの交通事故は数多く見受けられます。

次代を担う子どもたちの生命を守るために、交通安全や防犯という視点に立って、まちづくりを見直すとともに、地域の人々と行政、関係機関が一体となって、防犯や交通事故の防止に取り組んでいかねばなりません。

三芳町は「子どもが安全に生活できるために」を基本目標として、町民の皆様とともに、施策を推進していきます。

子どもの交通安全を確保するための活動の推進
子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

目 標 事 業 量

| 事業名 | | 平成16年度 現 状 | 平成21年度 目標事業量 | 備 考 |
|--------------------------|-------|---------------|-----------------|--------|
| 通常保育事業（保育時間 は7時から18時） | | 定員 340 人 | 定員 390 人 | |
| 延長 保育 | （1時間） | 3ヶ所 65人 | 3ヶ所 65人 | |
| | （2時間） | 0ヶ所 0人 | 3ヶ所 23人 | |
| 休日保育事業 | | 0ヶ所 0人 | 1ヶ所 14人 | |
| 放課後児童健全育成 事業 | | 4ヶ所 220人 | 4ヶ所 240人 | |
| 一時保育事業 | | 1ヶ所 15人 | 1ヶ所 15人 | |
| 特定保育事業 | | 0ヶ所 0人 | 1ヶ所 7人 | |
| ファミリーサポート センター事業 | | 0ヶ所 | 1ヶ所 | 町の単独事業 |
| 地域子育て支援 センター事業 | | 1ヶ所 | 1ヶ所 | |
| つどいの広場事業 | | 0ヶ所 | 1ヶ所 | |

（注）今後、ニーズが増加した場合には、目標量の見直しを行います。

推 進 体 制

（１）推進体制の確立

子育て支援のための施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくりなど広範囲にわたっており、その理念を具現化し、施策を展開していくためには、行政全般にわたる取り組みが必要となります。

そこで、福祉児童課を中心として、全庁的な推進体制の確立を図ります。

（２）計画の進行状態の管理体制を確立

この計画を着実に推進するためには、進行管理体制を確立することが必要です。

そこで、計画の進行状況について、（仮称）三芳町次世代育成支援対策推進協議会を設置し、達成状況をチェックしていきます。

また、社会経済状況の変化や、国・県の制度改正の動向を踏まえて、必要に応じて見直しを図ります。

三芳町次世代育成支援行動計画 概要版 平成17年3月 編集・発行 / 三芳町 福祉児童課
〒 354-8555 三芳町大字藤久保1100番地1 TEL 049-258-0019(代)